



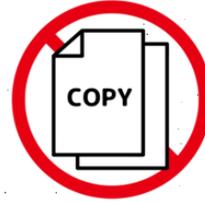
様式第2号 (第5条関係)

一般廃棄物再生利用業指定証

鳴 門 市 第 17 号

令 和 6 年 1 月 23 日

住 所 名西郡石井町高川原字高川原 1696 番地の 1
四国リサイクル株式会社
氏 名 代表取締役 福生 和宏



転載・複写禁止

鳴門市長 泉 理 彦



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号・第2条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指 定 年 月 日	令和 6 年 1 月 23 日
指 定 番 号	第 2002 号
事業の範囲	事業の種類 再生活用 ・ 再生輸送
	取り扱う一般廃棄物の種類 剪定枝・伐採木・根株・流木・家具等・草・水草(ホテイアオイ等)
再生利用の目的	木くず等の収集運搬・処分を目的とし循環型社会の形成に寄与する。
指 定 期 間	令和 6 年 1 月 25 日から令和 8 年 1 月 24 日まで
指 定 条 件	鳴門市一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱及び関係法令を遵守すること。